

令和5年度

伊賀市財政健全化・公営企業会計経営健全化
審 査 意 見 書

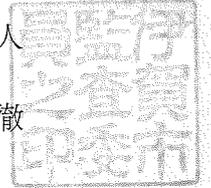
伊賀市監査委員

伊 監 委 第 7 2 号
2024(令和6)年8月19日

伊賀市長 岡本 栄 様

伊賀市監査委員 岡 森 正 人

伊賀市監査委員 北 森 徹



令和5年度伊賀市財政健全化・公営企業会計経営健全化審査意見について(提出)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された、令和5年度伊賀市健全化判断比率・資金不足比率及びその算定の基礎となる書類について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

令和5年度 伊賀市財政健全化審査意見書

I. 審査の対象 令和5年度決算に基づく健全化判断比率

II. 審査実施日 令和6年8月5日

III. 審査実施場所 監査委員事務局

IV. 審査の方法

この財政健全化審査は、伊賀市監査基準（令和2年4月1日監査委員訓令第1号）に準拠し、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、同書類と歳入歳出決算書及び公営企業決算書等を照合し、また関係職員の説明を聴取して実施した。

V. 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

VI. 審査の意見

令和5年度健全化判断比率及び早期健全化基準は、下表のとおりである。

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	備考（計算値）
	%	%	%
① 実質赤字比率	—	11.91	△ 2.95
② 連結実質赤字比率	—	16.91	△ 27.10
③ 実質公債費比率	8.6	25.0	—
④ 将来負担比率	56.3	350.0	—

(1) 個別意見

①実質赤字比率について

令和5年度の実質赤字比率は計算値△2.95%であり、前年度△6.57%に比べ3.62ポイント低下しているが、早期健全化基準の11.91%と比較すると、これを下回っている。

②連結実質赤字比率について

令和5年度の連結実質赤字比率は計算値△27.10%であり、前年度△31.89%に比べ4.79ポイント低下しているが、早期健全化基準の16.91%と比較すると、これを下回っている。

③実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率は8.6%であり、前年度8.6%と同値で、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④将来負担比率について

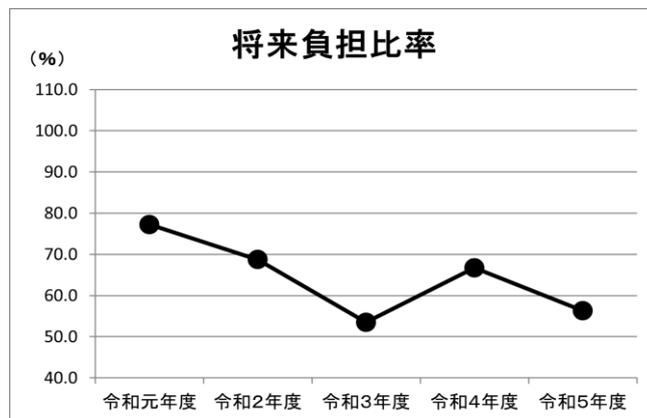
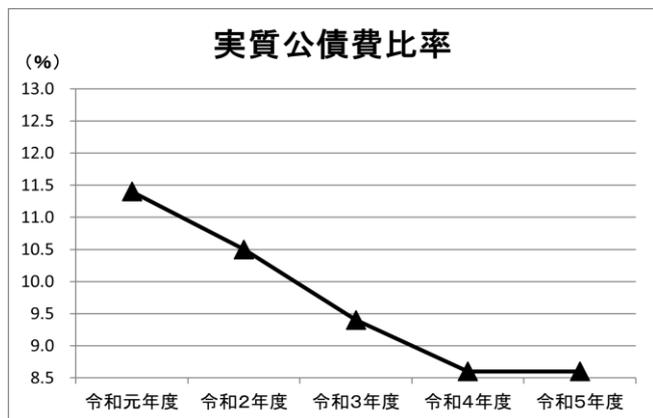
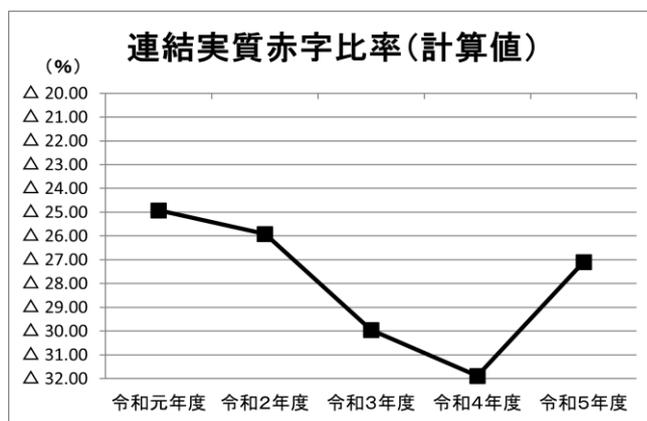
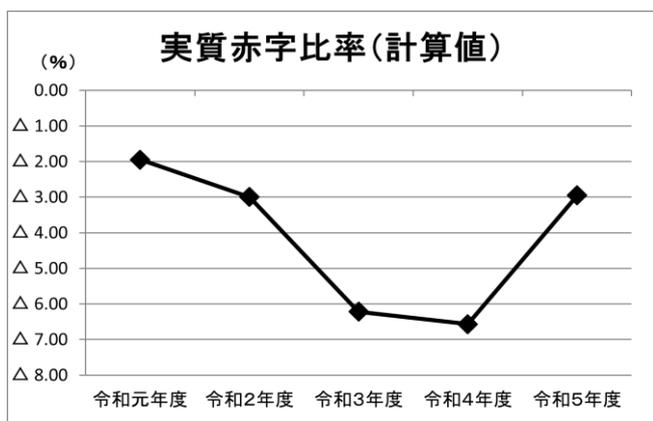
令和5年度の将来負担比率は56.3%であり、前年度66.7%に比べ10.4ポイント向上しており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

(2) 是正改善を要する事項
指摘すべき事項は特にない。

[4 指標の推移]

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	%	%	%	%	%
実質赤字比率	△ 1.95	△ 3.00	△ 6.22	△ 6.57	△ 2.95
連結実質赤字比率	△ 24.93	△ 25.92	△ 29.96	△ 31.89	△ 27.10
実質公債費比率	11.4	10.5	9.4	8.6	8.6
将来負担比率	77.2	68.7	53.5	66.7	56.3

注) 実質赤字比率と連結実質赤字比率は計算値である。



令和5年度 公営企業会計経営健全化審査意見書

I. 審査の対象 令和5年度決算に基づく資金不足比率

II. 審査実施日 令和6年8月5日

III. 審査実施場所 監査委員事務局

IV. 審査の方法

この経営健全化審査は、伊賀市監査基準（令和2年4月1日監査委員訓令第1号）に準拠し、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、同書類と公営企業決算書等を照合し、また関係職員の説明を聴取して実施した。

V. 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

VI. 審査の意見

令和5年度資金不足比率及び経営健全化基準は、下表のとおりである。

会計名	資金不足比率	経営健全化基準	備考（計算値）
	%	%	%
① 病院事業	—	20.0	△ 42.9
② 水道事業	—	20.0	△ 128.3
③ 下水道事業	—	20.0	△ 258.2

(1) 個別意見

- ① 令和5年度の病院事業特別会計の資金不足比率は計算値△42.9%であり、前年度△45.6%に比べると2.7ポイント低下しているが、経営健全化基準の20.0%と比較すると、これを下回っている。
- ② 令和5年度の水道事業特別会計の資金不足比率は計算値△128.3%であり、前年度△130.7%に比べると2.4ポイント低下しているが、経営健全化基準の20.0%と比較すると、これを下回っている。
- ③ 令和5年度の下水道事業特別会計の資金不足比率は計算値△258.2%であり、前年度△271.8%に比べ13.6ポイント低下しているが、経営健全化基準の20.0%と比較すると、これを下回っている。

(2) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

[資金不足比率（計算値）の推移]

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	%	%	%	%	%
病 院 事 業	△ 22.2	△ 31.5	△ 40.6	△ 45.6	△ 42.9
水 道 事 業	△ 125.8	△ 127.4	△ 127.7	△ 130.7	△ 128.3
下 水 道 事 業	△ 292.1	△ 274.7	△ 271.4	△ 271.8	△ 258.2

